

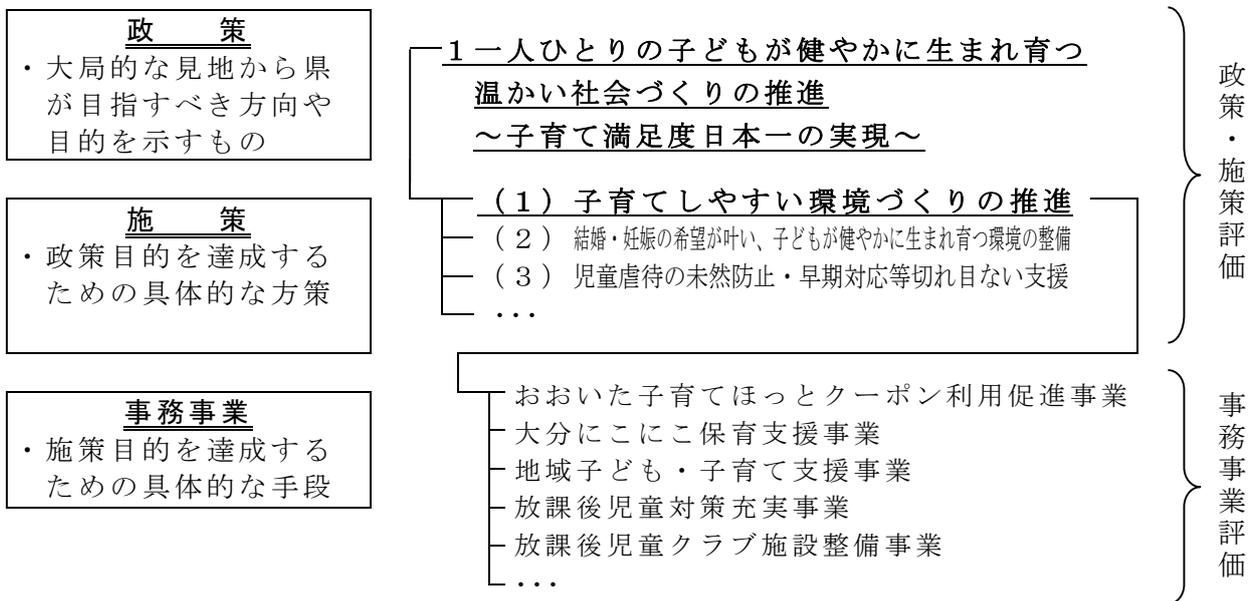
令和5年度行政評価方法(概要)

1 行政評価の全体像

(1) 目的

- ① 職員の意識改革（成果重視）を進めるとともに、新たな展開を考える基礎とすることにより政策形成能力の向上を図る。
- ② 県民に対し施策や事業についての説明責任（成果が上がっているか、効果的に実施されているか等）を果たす。
- ③ 限られた行政資源を最大限に活用し、事務事業の効率化、適正化を図るとともに、行政サービスの質の向上を目指す。

(2) 各段階の評価



2 政策・施策評価

(1) 評価の対象

「安心・活力・発展プラン2015」における、21政策、59施策について評価を実施

(2) 評価方法

- 指標による評価
施策毎に設定した目標指標の数値をどれだけ達成できたのかを評価
- 指標以外の観点からの評価
目標指標だけでは測れないその他の取り組みについて評価
- 施策に対する意見・提言
プラン推進委員会などの意見・提言を評価に反映

3 事務事業評価

(1) 評価の対象

「安心・活力・発展プラン2015」等に基づき、令和4年度に県が実施した事業のうち、主要な429事業について評価を実施

(2) 評価方法

① 成果指標の設定

- ・ 事業の実施効果として期待される短期的な成果を測る指標を、長期総合計画との関連性や事業目的を考慮し、事業実施課室長が設定

② 成果指標の達成率により4段階評価

- A：達成 (達成率100%以上)
- B：概ね達成 (達成率100%未満～90%以上)
- C：達成不十分 (達成率90%未満～80%以上)
- D：著しく不十分 (達成率80%未満)

4 公表

- ・ 情報センター、地区情報コーナー、ホームページにより公表